

荒川区バリアフリー基本構想の更新について

1. 目的

荒川区バリアフリー基本構想は、平成 21 年度に全体構想、平成 22～25 年度にかけて、目標年を令和 2 年度とした区内 4 か所の重点整備地区基本構想を策定した。

平成 30 年 11 月から、改正バリアフリー法が施行され、荒川区バリアフリー基本構想が、全体構想策定から 10 年経過することから、令和 2 年度に基本構想を更新し、区内におけるバリアフリーをより一層促進・強化し、だれもが安全・安心・快適に生活できるまちづくりの実現を目指す。

2. 更新内容

基本理念・基本方針の継続

基本理念・基本方針は継続することとし、変更しない。

バリアフリーの取組について評価

これまで行われてきた特定事業、その他の取組について、とりまとめ評価を行う。

生活関連施設、生活関連経路の一部見直し

新たな施設や道路について見直しを行うとともに、特定事業計画で具体的な事業メニューを検討する。

3. 特定事業計画更新の方針（令和 3 年度～令和 12 年度）

未完了事業の推進

大規模工事を伴うものや複数の関係者間の調整を要するもの等、様々な理由から期間内に完了しなかった事業については、必要な見直しを行い、継続して推進する。

新たな課題の抽出

時代背景や利用者ニーズの変化等で、基本構想策定時には想定していなかった課題に対して、特定事業を新たに追加検討し設定する。

また、生活関連施設、生活関連経路について、新たにできた施設等同様に検討する。

ソフト対策事業の継続

事業期間の通年にわたって実施してきた啓発活動、広報活動、利用者案内等のソフト対策事業は、次期特定事業においても継続して実施していく。

4. 今後の予定

裏面 基本構想更新までの流れ のとおり

< 基本構想更新までの流れ >

